

情報個別審査第2180号
平成29年7月3日

山中 理司様

情報公開・個人情報保護審査会



補充理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された補充理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：平成29年（行情）濛問第163号

事件名：訴訟事務心得集の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成29年7月18日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濛問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濛問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1723

FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



補充理由説明書

法務省

平成 29 年(行情) 諒問第 163 号「訟務事務心得集(平成 22 年 9 月改訂)」につき、
原処分の妥当性等について、次のとおり、補充して説明する。

なお、略称は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第 1 類似手引、類似書籍等が市販されているか否かについて

本件対象文書の類似手引、類似書籍等については、市販されているものは見当たらない。

第 2 類似手引、類似書籍等が法務図書館において閲覧可能か否かについて

本件対象文書の類似手引、類似書籍等については、法務図書館の所蔵図書においても見当たらない(閲覧できない)。

第 3 不開示部分ごとの不開示情報該当性について(条文別)

1 はしがきに相当する部分の一部(本件対象文書 2 ページ(ページ番号なし)の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、訟務部局における内部の指導体制、指導状況などの手の内情報がある程度具体的な表現で記載されている。この情報は、その存否そのものが、訴訟遂行上の手の内情報であり、訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行のための手の内情報でもあるということができる。

(2) 不開示情報該当性

はしがきの一部は、以下のア、イの理由から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当すると考えられる。



ア 法5条5号該当性

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局における内部の指導状況などが明らかになる上、本件不開示部分がどのように斟酌されて本件対象文書が作成されたかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応について一方的な評価や誤った推認、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

また、本件不開示部分は、「はしがき」という位置づけからして、本文の全体的な内容を示す記述であり、本文の情報とあいまって、不開示情報に該当するということもできる。

一般に、他の関連情報とあいまって不開示情報となるか否かについては、個人識別情報に関する事案ではあるが、「既に開示されている（中略）情報とあいまって、一体として同号本文前段（引用者注：法5条1号本文前段）に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。」と判断された答申（平成28年度（行情）答申第836号の第5の2（1）ウ）も見受けられる。

しかも、本件不開示部分では、訟務部局における内部の指導体制、指導状況について、ある程度具体的な表現で記載されているものの、個別具体的な特定ができる内容となっていない。

そのため、本件対象文書については、本文のうち、本件不開示部分に該当しない部分までもが、本件不開示部分に該当するのではないかと誤解されるおそれがある。

つまり、仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局における指導状況などが明らかとなるだけでなく、本件不開示部分がどのように、あるいはどの程度斟酌されて本件対象文書が作成されたのかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推測、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることと

もに、このような一方的な評価や誤った推測、誤解が招かれることをおもんぱかって、訟務部局における協議検討での自由かつ率直な協議の妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

そのため、本件不開示部分は、その存否そのものが、訟務部局における内部の指導体制、指導状況などについての訴訟遂行上の手の内情報である。

なお、本件対象文書は各種手引等から抜粋したものであるとのはしがきの記述（本件不開示部分を含む一文）のみを見る限り、本件対象文書中、各種手引等において開示すべきとされた部分を抜粋した部分については開示すべきとの見解も成り立ち得る。

しかしながら、「各種手引」について言えば、本件対象文書には、本文中に少なくとも「手引」の名称の記載はなく、具体的にどの手引のどの部分から抜粋したのかを示す記述もない。そのため、本件対象文書の本文には、各種手引等から抜粋した部分と、不開示とすべき情報とを必ずしも容易に区別することができない。

この点については、いずれも本件と事案は異なるが、「公表済みの（中略）情報が記載されているが、不開示とすべき情報と混然一体となって記載されており、公表済みの情報を容易に区分することはできないから、法6条1項による部分開示をすることはできない。」と判断された答申（平成28年度（行情）答申第662号の第5の2（2））、「複数の（中略）ノウハウが混然一体となって本件不開示部分に含まれていることであり、不開示部分の全体が法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められ、部分開示を行うことはできない。」と判断された答申（平成21年度（行情）答申第518号の第5の2（2））なども見受けられる（下線部引用者）。

本件対象文書は、「訟務事務心得集」という表題そのものが示しているように、訟務官・事務官の心得として、各種手引等中の記述のうち、特に何についてど

ういう点に留意すべきか等が記載されている。この「何について」留意すべきかは、いわば着眼点であり、これも含めて手の内情報である。

したがって、本件不開示部分は、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

一般に、はしがきといえども、必ずしも、法5条6号柱書き等に該当する不開示情報が含まれていないものとは限らない。

例えば、「『はしがき』（中略）には、本件対象文書が（中略）作成された趣旨（中略）が記載されており、その一部が不開示とされている。不開示部分には、査証事務に係る機微な内容等が記載されていることから、これを公にすることにより、査証関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。」と判断された答申（平成21年度（行情）答申第598号の第5の2（2）ア）が見受けられる。

また、はしがきは、本文の概要を説明するものもあることから、本文が、はしがきも含めて法5条6号柱書き等に該当するとされることもある。例えば、諮詢庁が、「本件対象文書は、本文はもとより、はしがき（中略）を含めて、その全体が、（中略）法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きの不開示情報に該当する」と説明したのに対し、「はしがき（中略）を公にすれば、（中略）事務を行うことに支障が及ぶおそれがあるものと認められる。したがって、本件対象文書の記載内容は、その全体が法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、（以下、略）」と判断された答申（平成16年度（行情）答申第111号の第3の2（5）及び第5の3（3））も見受けられる。

本件不開示部分は、上記アでも述べたとおり、その存否そのものが、訟務部局における内部の指導体制、指導状況などについての訴訟遂行上の手の内情報である。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局における内部の指

導体制、指導状況などが明らかとなり、今後の訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（平成27年度（行情）答申第311号の第5の2（4）、平成27年度（行情）答申第568号の第5の2（6）を参照）。

したがって、本件不開示部分は、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

2 第7条（行政庁との対応）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書3ページ27行目ないし4ページ17行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、行政庁との打合せ等に向けた心構え等について、手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

第7条を始め、各条文の条文（条項）は、その内容そのものが不開示情報に該当する場合がある上、【解説】の内容の全部又は一部を端的に要約したものであることから、【解説】に不開示情報が含まれる場合には、条文（条項）もまた、不開示情報に該当する（なお、条文の内容を「端的に要約した」内容についての参考答申として、平成22年度（行情）答申第352号の第5の2（2）ウ参照）。

また、【一言】は、その内容そのものが不開示情報に該当する場合がある上、【解説】の内容に関連した注意事項等を記載したものであることから、【解説】が不開示情報の場合には、【解説】とともに不開示情報に該当する。

なお、条文見出しが、条文（条項）のいわばキーワードを抽出したものであり、その内容そのものが不開示情報に該当する場合もある。

以上を踏まえ、本条の条文・【解説】・【一言】が不開示情報に該当する理由については、以下のアないしウのとおりである。

ア 法5条5号該当性

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局内部あるいは行政
庁と訟務部局との協議において、当該部分がどのように斟酌されたかが取り沙
汰され、その結果、国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推測、
誤解を招きかねず、それによって、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
があるとともに、このような一方的な評価や誤った推測、誤解が招かれること
をおもんばかりて、行政庁と訟務部局における協議検討での自由かつ率直な協
議の妨げとなり、意思決定の中立性が不當に損なわれ、今後の訴訟遂行に重大
な支障を及ぼすおそれがあるほか、特定の者に不當に利益若しくは不利益を及
ぼすおそれがある。

また、本件不開示部分には、国等を当事者とする訴訟における訴訟対応上の
留意事項及び具体的着眼点や対応策など訴訟対応の方法や方針に関する内部情
報が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、実際の訴訟等において、各
訟務官・事務官が本件不開示部分をどのように斟酌して対応したのかが取り沙
汰され、その結果、国等の訴訟対応について一方的な評価や誤った推認、誤解
を招きかねず、それによって、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあ
る。

以上のとおり、本件不開示部分は、国の機関の内部又は相互間における検討
又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不
當に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の
者に不當に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法5条5号に該当
する。

イ 法5条6号柱書き該当性

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、国等が訴訟を遂行するに当
たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に關
し、国等の当事者としての地位を不當に害するおそれがあるほか、訟務部局に

おける内部の指導状況や訴訟における国の対応方針の決定過程などが明らかとなり、今後の訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

訴訟は対立当事者それぞれの判断による主張立証を予定しており、訴訟対応のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ、前記のとおり、本件不開示部分は、国等の訴訟対応方法等に係る手の内情報であり、これを公にした結果、これが訴訟の相手方に伝わることとなれば、国等の当事者としての地位が害されることは明らかである。

本件不開示部分には、訴訟への対応をどのような観点で行うのが訴訟の遂行上効果的かという情報が記載されているのであり、これらは、民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定や民事訴訟の一般的な手続から容易に推認できるものではない。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある（平成27年度（行情）答申第311号、平成27年度（行情）答申第568号、平成27年（行情）答申第826号参照）ほか、そこに記載された文言のみによって、あたかもそれが国等の確立した訴訟対応方法等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国等の訴訟対応方法等が誤って推認されるなどして、国等の訴訟対応方法等についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

以上のとおり、本件不開示部分は、争訟に係る事務に関する情報であって、

これを公にすることにより、訟務実務における考え方等が明らかとなり、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

3 第8条（書記官との関係）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書4ページ19行目ないし4ページ28行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、書記官との関係についての訟務官・事務官としての心得について、手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

4 第10条（事実調査）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書5ページ16行目ないし26行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成のための事実調査についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

5 第11条（打合せ）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書5ページ28行目な

いし7ページ1行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成のための打合せについての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

また、本件不開示部分には、訟務部局における訴訟対応方針及びその留意事項、資料や情報の提供の在り方等が具体的に記載されており、これは国等の手の内情報に該当し、これを公にした場合、争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号口に該当する（平成27年度（行情）答申第311号、平成27年度（行情）答申第568号、平成27年度（行情）答申第826号参照）。

6 第12条の条文見出し・条文・【解説】（本件対象文書7ページ2行目ないし11行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

本件不開示部分中、組織内部の体制に関する部分については、これらを公にすることは、国の応訴体制を明らかにすることにはかならず、これにより、一方当事者である国が具体的な訴訟に対処するための組織内部の体制に関する手の内情報が明らかになり、国等の当事者としての地位が害されるおそれがあることから、法5条6号口に該当する。

7 第13条（準備書面）2項の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書8ページ2行目ないし14行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、準備書面作成についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

8 第14条（訟務関係文書用字用語例集）の条文・【解説】（本件対象文書8ページ16行目ないし25行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、訟務関係文書用字用語例集についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

・ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

9 第15条の条文見出し・条文・【解説】（本件対象文書8ページ26行目ないし9ページ10行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

- ・ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

10 第18条（誤字・脱字）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書10ページ19

行目ないし11ページ6行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、誤字・脱字についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

- ・ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

11 第19条（証拠の把握）の条文・【解説】（本件対象文書11ページ8行目ないし15行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、証拠の把握についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

12 第20条（証拠説明書）1項の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書11ページ17行目ないし12ページ4行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、証拠説明書についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

13 第23条（証務官の三種の神器）2項の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書14ページ11行目ないし21行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等における証務部局内での協議の場面や、協議の手段・方法等についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

14 第27条（指定代理人としての立場）の条文・【解説】（本件対象文書15ページ27行目ないし16ページ14行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、指定代理人としての立場についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

15 第28条（期日のシミュレーション）1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書16ページ16行目ないし17ページ15行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、期日のシミュレーションについての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

16 第29条（訴訟指揮）の条文・【解説】（本件対象文書17ページ17行目ないし30行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、訴訟指揮についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

17 第30条（請求原因の整理）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書18ページ2行目ないし14行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、請求原因の整理についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

18 第31条（和解勧試）1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】・【一言】

（本件対象文書18ページ16行目ないし19ページ14行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、和解勧試についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

19 第32条（証拠調べ）1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】・【一言】

（本件対象文書19ページ16行目ないし20ページ27行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、証拠調べについての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

20 第33条（検証期日）の条文・【解説】（本件対象文書20ページ29行目ないし21ページ8行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、検証期日についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

21 第34条（調停期日）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書21ページ10行目ないし22行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、調停期日についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

22 第35条（休止、延期）の条文・【解説】の一部・【一言】（本件対象文書21ページ24行目ないし22ページ21行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、休止、延期についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

23 第36条（取下げ）1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】・【一言】

（本件対象文書22ページ23行目ないし23ページ16行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、取下げについての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

24 第37条（請求の減縮）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書23ページ18行目ないし24ページ3行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、請求の減縮があった場合の具体的留意事項等の手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

25 第38条（控訴取下げ）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書24ページ5行目ないし20行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、控訴取下げについての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

26 第39条（訴訟救助関係の注意事項）の条文・【解説】（本件対象文書24ページ22行目ないし25ページ12行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、手の内情報である訴訟救助関係の注意事項が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

27 第40条（当事者照会）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書25ページ14行目ないし27行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、当事者照会についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

28 第41条（証拠保全）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書25ページ29行目ないし26ページ15行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、証拠保全についての手の内情報が記

載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

29 第42条（追徴保全）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書26ページ17行目ないし27ページ1行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、追徴保全についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

30 第43条（訴訟代理権消滅通知）の【解説】の一部・【一言】（本件対象文書27ページ8行目ないし18行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、訴訟代理権消滅通知についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

31 第44条（判決言渡し期日の指定、変更）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書27ページ21行目ないし28ページ7行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、判決言渡し期日の指定、変更についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

32 第45条（判決言渡し期日の準備）1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書28ページ9行目ないし29ページ18行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、判決言渡し期日の準備についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

33 第46条（判決結果の報告）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書29ページ20行目ないし30ページ11行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、判決結果の報告についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

34 第47条の条文見出し・条文・【解説】の一部（本件対象文書30ページ12行目ないし28行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

また、仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

35 第48条（決定に対する対応）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書31ページ1行目ないし16行目の不開示部分）

（1）本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、決定に対する対応についての手の内情報が記載されている。

（2）不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務実務における考え方、事件の重要性の区別に関する事項等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務実務における考え方、事件の重要性の区別に関する事項等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

36 第49条（執行停止）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書31ページ18行目ないし32ページ1行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、執行停止についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第48条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第48条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

37 第50条（期日経過報告書）の条文・【解説】（本件対象文書32ページ4行目ないし18行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、期日経過報告書についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

また、本件不開示部分には、期日経過報告書の取扱いや、具体的な留意事項等が記載されており、これを公にすることにより、訟務部局における内部の指導状況や訴訟における国の対応方針の決定過程が明らかとなり、今後の訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する（平成27年度（行情）答申第568号の第5（4）参照）。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

38 第51条（期日経過報告書作成上の留意点）の条文・【解説】の一部・【一言】（本

件対象文書32ページ20行目ないし33ページ16行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、手の内情報である期日経過報告書作成上の留意点が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第50条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

39 第53条1項の条文見出し・条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】・【一言】

(本件対象文書34ページ13行目ないし35ページ6行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、期日経過報告書についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第50条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

40 第54条の条文見出し・条文・【解説】・【一言】(本件対象文書35ページ7行目

ないし23行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、期日経過報告書についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第50条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

41 第55条（取材を受けたときの対応）の条文・【解説】（本件対象文書35ページ26行目ないし36ページ15行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、マスコミ対応のうち、取材を受けたときの対応についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

・ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

また、本件不開示部分には、マスコミから取材の申込みがあった場合の留意事項が具体的に記載されており、これを公にした場合、マスコミへの適正な対応が困難となり、広報事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることからも、法5条6号柱書きに該当する（平成27年度（行情）答申第568号の第5（3）参照）。

42 第56条の条文見出し・条文・【解説】（本件対象文書36ページ16行目ないし29行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、マスコミ対応についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

・ 法5条6号柱書き該当性

上記第55条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

43 第57条（訟務事件記録の取扱い）の条文・【解説】（本件対象文書37ページ3

行目ないし8行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する情報のうち、訟務事件記録の取扱いについての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

また、本件不開示部分には、訟務事務処理上、必要な情報セキュリティ対策に関する情報が具体的に記載されており、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることからも、法5条6号柱書きに該当する（平成27年度（行情）答申第568号の第5（6）参照）。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

44 第58条の条文見出し・条文・【解説】・【一言】（本件対象文書37ページ9行目ないし22行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第57条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

45 第59条の条文見出し・条文・【解説】・【一言】（本件対象文書37ページ23行目ないし38ページ10行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第57条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

46 第60条(USBメモリの取扱い)1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・【解説】(本件対象文書38ページ12行目ないし29行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する情報のうち、USBメモリの取扱いについての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第57条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

47 第61条(FAX、メールの誤送信)1項の条文・【解説】及び同条2項・条文・【解説】(本件対象文書39ページ2行目ないし19行目の不開示部分)

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する情報のうち、FAX、メールの誤送信についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条6号柱書き該当性

上記第57条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

イ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

48 第62条（権七事件）の【解説】の一部（本件対象文書40ページ1行目ないし12行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、権七事件についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

49 第63条（権限法6条の2事件）の条文・【解説】（本件対象文書40ページ15行目ないし21行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、権限法6条の2事件についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

ア 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

イ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

50 第64条（訴訟用印紙と予納金）の条文・【解説】・【一言】（本件対象文書40ページ23行目ないし41ページ1行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、訴訟用印紙と予納金についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

- ・ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

51 第65条（引継ぎ）の条文・【解説】（本件対象文書41ページ3行目ないし10

行目の不開示部分）

(1) 本件不開示部分の概要

当該部分には、引継についての手の内情報が記載されている。

(2) 不開示情報該当性

- ・ 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。